

2020年4月1日

従業員各位

担当部署 コーポレート本部人事総務部
責任者 人事総務部マネージャー高野 彩子

当社における喫煙に関するルールおよび遵守のお願い

2020年4月1日付で改正健康増進法の施行により、健康増進法第30条1項に基づき、喫煙を禁止されている場所への喫煙器具・設備等（灰皿等）の設置は禁止されております。当該法令違反が生じた場合は、企業名公表または50万円以下の罰金が科されるため、ご留意いただきますようお願いいたします。

当社の店舗・教室は、屋内ならびに付属しているベランダや非常階段等において全面禁煙と定めています。

就業時間内に喫煙する際は、各市区町村の条例に従い、屋外または喫煙が認められている場所で喫煙をするようにしてください。従業員のみなさまは、改めて下記の就業規則をご確認のうえ、徹底いただきますようお願いいたします。

喫煙する方もしない方も互いに配慮・理解しながら、職場の安全や衛生面を整備していく必要があります。ぜひ心がけていただきますようお願いいたします。

記

1 喫煙に関する就業規則抜粋

< 服務規律 就業規則第31条/有期契約社員就業規則第26条 >

- ・ 所定場所以外で喫煙し、たき火、電熱器もしくはコンロ等の火気を許可なく使用してはならない。
→ 上記就業規則の所定場所とは、当社では「屋外」または「市区町村の条例で決められた場所」と定めています。
- ・ 20歳未満の社員は、喫煙を目的としない場合であっても屋内、屋外に関わらず喫煙場所に立ち入ってはならない。
- ・ 社員は、喫煙を目的としない場合であっても20歳未満の社員を屋内、屋外に関わらず喫煙場所に案内してはならない。また、20歳未満の社員を喫煙場所等に立ち入らせて喫煙場所の清掃作業を含む業務を行わせてはならない。なお、20歳未満の者が喫煙可能な場所に立ち入ろうとしている場合は、立ち入らないように店舗責任者または事業責任者に報告をし、年齢確認を行うなど喫煙可能な場所に立ち入らないようにしなければならない。

2 その他喫煙に関する配慮すべき事項について

(1) 妊娠している従業員やお客様等への特別な配慮

ご自身の周りに妊娠している従業員やお客様、ご家族がいる場合は、特に副流煙、呼出煙に気を付けて、周囲にいる者の健康に悪影響が生じることがないように配慮のうえ、喫煙してください。

(2) 当社の事業所内で喫煙場所を設ける場合の手続について

ベランダや非常階段等に灰皿を設置するためには、当社において事業責任者の許可が必要です。

以上